

函 総 行

平成 2 4 年 6 月 7 日

函館市役所労働組合連合会

中央執行委員長 長谷川 義 樹 様

函館市長 工 藤 壽 樹



給与制度の見直しについて（提案）

本市におきましては、少子高齢社会を迎え、低迷する地域経済、厳しい市の財政など多くの課題を抱えており、こうしたなかで、地域の振興発展や市民福祉の向上へ向け、将来にわたり安定し持続可能な都市経営が求められています。

これまで貴職のご協力をいただきながら、平成12年度から間断なく事務事業の見直しや職員数削減、特殊勤務手当の廃止など、鋭意、行財政改革に取り組んできたところであり、昨年度においては、給与独自減額にも踏み込ませていただきましたが、新たな行財政改革プラン（素案）で示した財政の中期的な見直しにおきましても、社会保障関係経費の増こうや市税、地方交付税の減少により、依然として毎年多額の財源不足が見込まれており、市の財政状況は赤字体質が続いていくものと予想されます。

この現状を打開するため、まずは、徹底した執行管理による歳出削減など、実施可能な対策は直ちに講ずるほか、今年中に新たな行財政改革プランを成案化し、徹底した内部改革や事業の抜本的な見直しなどに取り組んでまいりたいと考えております。

このような状況、認識のもと、厳しい地域の経済状況や雇用情勢を踏まえ、地域の民間給与との整合を図るべく、給与制度の抜本的な見直しに着手しているところであり、この新たな給与制度が構築されるまでの間の措置として、職員の給料の減額等を実施したいと考えております。

つきましては、給与制度の見直しについて、別紙のとおり提案いたしますので、貴職のご理解とご協力をお願い申し上げます。

給与制度の見直しについて

事 項	施行予定時期
<p>1 給与独自減額の実施</p> <p>(1) 給料 10%減額</p> <p>(2) 給料に連動する地域手当, 期末・勤勉手当, 勤務1時間あたりの給与額は減額後の給料月額により算出</p> <p>※ 新たな給与制度が構築されるまでの期間実施</p> <p>※ 再任用職員も同様の取り扱い</p> <p>※ 医師等人材確保が困難な職は対象外</p>	<p>平成25年4月1日</p> <p>平成25年4月1日</p>
<p>2 経過措置の廃止</p> <p>(1) 平成18年給与構造改革および平成24年給料表見直しに伴う経過措置の廃止</p> <p>※ 医師職は対象外</p>	<p>平成25年4月1日</p>